

SNSによる誹謗中傷等防止対策強化事業 委託仕様書

1 委託事業名

SNSによる誹謗中傷等防止対策強化事業

2 目的

近年、SNS等による誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的言動、真偽不明の情報の拡散など、誤った使い方が後を絶たず、社会問題となっている。

県民がSNSによる誹謗中傷等の加害者にも被害者にもならないよう、各種施策を展開していく必要がある。

そのためには、県民一人ひとりが、誹謗中傷等が他人を傷つけるものであることを十分に理解するとともに、ネット上に溢れる情報を適切に取捨選択し、安易に拡散しないようにする等、モラル及びリテラシーを向上させることが重要である。

そこで、ネットメディア等様々な媒体を活用し、幅広い層に対する効果的な啓発を行うことにより、誹謗中傷等の防止を図る。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

※繰越予算の議決後に、委託期間を令和8年3月31日までに変更予定

4 事業費

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県民生活部総務課人権推進室との協議により決定する。

5 事業内容

本事業の目的達成に向けた戦略とそれに基づく手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

(1) 啓発戦略

幅広い層にアプローチできる最適なメディアを選択した上で、モラル及びリテラシー向上に効果的な啓発メッセージ等を発信するために必要な戦略を提案すること。

(2) 啓発手法

(1)の啓発戦略に基づく具体的な啓発手法について、下記①～③を基本に、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

ただし、他に効果的な啓発手法がある場合は、下記①～③以外の提案も可能とする。

① SNS等による発信

ア 媒体

以下の媒体を用いた啓発を実施すること。

- (ア) SNS広告
- (イ) デジタルサイネージ

イ 動画制作・発信における留意点

(ア) 以下の条件を踏まえて、発信する媒体に応じた効果的な内容のものを複数提案すること。

- ・兵庫県知事の啓発メッセージを含む動画を1つ以上提案すること。
- ・動画の最後に、誹謗中傷等で被害を受けた際の相談窓口を表示すること。

(イ) 令和7年4月26日から5月6日までの期間に、アに記載の媒体の少なくとも一方を用いて発信を開始すること。

(ウ) 以下の規格を満たし、再編集可能な成果物の電子データ及びホームページ掲載用データを納品すること（DVD-R等）。ただし、アに記載の各媒体において発信する際は、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定のものに合わせること。

- ・YouTube等の動画サイト、SNSにアップロードできる規格のもの
- ・ピクセルサイズ（横*縦）1920px×1080px
- ・名称 フルHD（2K）
- ・アスペクト比 16:9等

ウ 掲載実績の報告

以下の実績が分かるものを提出すること

- ・広告配信サービスごとの掲載実績
- ・掲載広告ごとの掲載実績

② ポスターによる発信

ア 仕様・規格等

- ・部数 1000部
- ・規格 B2版、片面刷（多色刷）、コート紙135kg以上とすること。
- ・校正 文字校正2回、色校正1回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない）
- ・視覚効果が高く、見る者のモラル及びリテラシーの向上につながるようなデザインとした上で、誹謗中傷等で被害を受けた際の相談窓口を記載すること。

イ 納入場所・方法等

(ア) 封入及び発送

- ・作成したポスターは、角2サイズ封筒に入る大きさに、印刷面を外側に

して折り、委託者に納品すること。

(イ) 納品期限

- ・令和7年5月9日（金）

※SNS 広告等と同時期に掲出することを想定している。

(ウ) 以下のデータを DVD-R 等で提出すること。

- ・ai データ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- ・PDF ファイル（WEB 掲載用に容量等を最適化したもの）
- ・JPG ファイル
- ・ポスター制作に使用した画像データ

③ ①、②共通事項

- ア 提案内容、スケジュール等について、可能な限り詳細に記載すること。
- イ 事業に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意すること。また、取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、本事業に含めること。

6 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本事業の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、事業を進めるに当たり、スケジュール、実施体制等を示した実施計画（様式任意）を令和7年4月18日（金）までに委託者に提出すること。

(3) 事業の進捗管理

本事業の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 事業の履行に関する措置

- ① 本事業の履行においては、委託者の指示に従うこと。事業の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、事業の性質上当然実施しなければならないもの及び事業の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、事業遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果物の利用（二次利用）

本事業の成果物にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当

該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

受託者は、本事業の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに事業遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う事業の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の事業を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した事業に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 生成AIについて

- ① 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プロ

グラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。) を利用する場合には、委託者に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること。

- ② 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として委託者に提出してはならない。

(11) その他

- ① 受託者は事業の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託事業の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 本事業に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この事業の終了後も、事業が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この事業に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- ⑦ 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、委託者は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。